令和6年度 佐賀県医療センター好生館における不正防止計画

| 不正の発生要因 | 起こりうる不正の内容 | 不正防止計画 |
|-------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公的研究費の使用ルールが 不明確 | ルールの理解不足からくる不 正・不適切な研究費の使用 | 研究費の使用ルールを策定し、研究者及び事務職員へ 周知する。 |
| 公的研究費という意識が低い | 適切な使用・経理を行う者の意識不足による不正・不適切な研究費使用 | 研究費の運営・管理に係わるすべての構成員に対する 行動規範、研究費不正防止使用に関する基本方針等を 策定し周知する。 |
| | | コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・ 管理に係るすべての構成員にコンプライアンス教育を 実施し、受講状況や理解度を把握する。 |
| | | 公的研究費の運営・管理に係るすべての構成員は最高 責任者に誓約書を提出する。 |
| | | 研究不正行為、研究費不正使用に関する啓発活動を行 う。(年4回) |
| 研究費不正使用に対する申 立ての窓口が周知されてい ない | 不正行為の見逃し | 不正使用通報(告発)窓口を周知する。 |
| 予算の執行時期に偏りある | 不適切な研究費の使用を誘発する | 月ごとに各予算の執行状況を確認する。 執行に滞りが見受けられる場合は、研究者に研究活動 の実情を確認する。 |
| 発注段階で予算の確定がで きてない | 不適切な研究費の使用を招く恐 れがある | 発注段階で財源を確定し、財源に対して適切な発注で あるかの確認を行う。 |
| 取引業者の管理不十分 | 取引業者を巻き込んだ不正 | 取引業者に当館の不正使用に対しての姿勢を周知し、 研究費に係る誓約書の提出を求める。 |
| 研究者による発注 | カラ発注、誤った研究費の使用 | 発注・検収は原則として、研究者以外の事務職員が行う。 |
| 換金性の高い物品について 適切な管理方法が定められ ていない | カラ発注、物品の私物化 | 換金性の高い物品(PC、タブレット型 PC、デジタルカメラ等)は高額消耗品と記したシールを貼り、所有を明かにするとともに、帳簿に納品先、管理者等を記録する。 |
| | | 金券類は受払簿での管理を行う。 |
| 研究者の出張計画を把握し ていない、若しくは実態を証 明する書類がない | カラ出張・料金水増し・不正な料金の請求 | 事前に旅行伺の提出を求め、用途、宿泊の有無、宿泊 先、日程、財源を明確にする。 出張後は復命書、宿泊及び航空運賃領収書、搭乗証明 書、参加した学会プログラム等を提出する。 |
| 出張の復命書の内容が不明確 | 不適切な研究費の使用 | 学会の聴講等については、聴講した内容を記載する。 研究打ち合わせ等は、復命書に資料等を添付する。 |
| 謝金が発生する業務での不明確な依頼 | 根拠のない謝金支払い | 口頭での依頼ではなく、事前に依頼内容等が記載され た文書を発行し、相手の承諾を得る。 |
| 公的研究費の使用に係るル ールの相談窓口がない | 不適切な研究費の使用 | 不正防止計画推進室(財務課研究係)に窓口を設置。 |
| 規則・ルールと現実が乖離 し、守られていない | 不適切な研究費の使用 | 内部監査部門と連携し、ルールや内部監査についての改善について検討を行う。 |